



ていり 市議会だより



■発行：天理市議会
■編集：議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

No.49

2009年 9月1日

議会政策討論会設置要綱
(趣旨)

議会報告会実施要綱
天理市議会では

天理市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員活動の原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条—第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条—第12条）

第5章 自由討議の保障（第13条・第14条）

第6章 委員会の活動（第15条）

先の6月議会で可決した「天理市議会基本条例」が本年9月1日より施行となります。

本条例は、市議会だけでなく、市民の皆さんの参加と協力のなかで制定できたものであり、住民とともに歩む議会、議員同士が討議する議会、執行機関と切磋琢磨する議会といった地方議会の理念を確認するとともに、具体的な制度と運営を規定しています。

CONTENTS

6月定例会	2
委員会審査の概要	3
一般質問	3~5
議会基本条例の経過内容	6~7
議会基本条例の要旨	8
とびくすほか	8

6月定例会

一般会計補正予算

2億4086万5千円可決

第2回定例会では、一般会計補正予算など3議案のほか承認案、諮問案、発議案を可決し、19日に閉会しました。



5日の本会議では、会期を22日までの18日間と決め、議事に先立ち、全国市議会議長会定期総会において10年以上の勤続議員として、寺井正則議員、中田景士議員、三橋保長議員、松井真理子議員、加藤嘉久

次議員に対し、表彰状及び記念品の伝達がありました。続いて、議事日程に入り吉井委員長から議会改革推進特別委員会の経過報告（最終報告）がありました。その後、南市長から専決処分の承認、平成21年度一般会計補正予算ほか2議案について提案説明があり、1日目を散会しました。

再開された9日の本会議では、2議員からの一般質問の後、上程された3議案を各常任委員会に付託し、2日目を散会しました。

11日から16日の間に各常任委員会では付託議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

再開された19日の本会議では、4議員からの一般質問のあと、各常任委員会に付託された3議案について委員長より報告があり、いずれも原案どおり可決しました。



続いて、人権擁護委員の推薦についての諮問案が提出され、任期満了に伴う新たな委員として大庭勝代氏（蔵之庄町）を承認しました。

最後に、天理市議会基本条例の制定について、全議員署名の発議案が提出され、吉井議員より提案説明のあと、全議員の起立賛成により原案どおり可決し、本定例会を閉会しました。

● 議案の議決結果 ●

全会一致で可決した議案

- 【予算案】 ○平成21年度一般会計補正予算
- 【条例案】 ○手数料条例の一部改正
- 【その他】 ○土地の取得について
- 【承認案】 ○専決処分の承認を求めることについて（平成21年度老人保健特別会計補正予算と市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例）
- 【諮問案】 ○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 【発議案】 ○天理市議会基本条例の制定について

他議会から視察に

(5月～8月)

- 長野市議会（長野県）
・ゆうフレンド派遣事業について
- 一関市議会（岩手県）
・児童書リストについて
・安心して子育てができるための支援体制づくりについて
- 流山市議会（千葉県）
・出前保育について
- 始良町議会（鹿児島県）
・地域包括支援センターについて
- 別府市議会（大分県）
・議会改革の取組みについて
- 西三河町村議会議長会（愛知県）
・議会改革の取組みについて
- 新潟市（新潟県）
・議会基本条例について
- 土岐市議会（岐阜県）
・議会基本条例について
- 白山市（石川県）
・議会基本条例について

常任委員会審査の概要

建設水道委員会

可決された議案

●土地の取得について

「内容」土地開発公社の経営健全化対策のため、同公社保有の土地を本市に買戻すもの。

意見・要望

○グリーンテックノ福住用地の有効利用等について、更に協議・検討を加えられるよう要望。

総務財政委員会

可決された議案

●平成21年度一般会計補正予算

「内容」歳入歳出ともに2億4086万5千円の増額。歳出の内容は市税過誤返納金の増額、DV被害者等への定額給付金の支給、財団法人自治総合センター交付

金によるコミュニティ助成、障害者自立支援特別対策事業等についての補正。

意見・要望

○山の辺号バス運転管理業務について、運行回数及び日数並びに使用内容を精査されるとともに、利用者の安全確保のため運転手の複数配置について十分検討されるよう要望。

●手数料条例の一部改正について

「内容」租税特別措置法の一部改正に伴い、同法の条項の規定を整備するもの。



一般質問 (要旨)

今6月定例会では6名の議員が質問を行いました。ここにその件名と要旨を掲載します。詳細は市議会ホームページ(会議録の閲覧と検索)をご覧ください。

クリエーティブ天理

大橋 基之 議員

南市長が3選立候補を表明されましたが、その新聞報道についてお尋ねします。

産業廃棄物処分場建設問題の原告団結成について

問 市長は、原告団結成を呼びかけられていますが、予定地は状況の変化がないのに、なぜ結成が必要なのですか。

答 原告候補登録をさせていただくものです。訴訟に備えるもので、その時は、「守る会」や「市議会」の合意承認を得ての行動となります。

す。(市長)

学校の耐震化について

問 耐震化のため施設改修を行うことは、大いに賛成します。しかし、この耐震化は国が促進しているものであり、もつと市民が希望を持てる施策を打ち出すべきと考えますが。

答 学校施設の耐震診断(検査)は今年度で完了する予定です。これに伴う耐震工事は急を要する部分から実施していきたい。

(市長)

道路整備について

問 市長は、道路整備に力を入れたいと表明されていますが、今日まで整備された道路の状況と、これから整備される道路についてお尋ねします。

答 市長就任以来、都市計画道路については、市役所東側の勾田樫本線の天理本通り区間など4路線を重点的に着手してきました。

今後の道路計画は、県道環状線の井戸堂校区内の交

通渋滞緩和を計るため、バイパス道路の整備を県にお願いし、事業化していただきました。その後、地元調整に日数がかかりましたが、この4月に県知事宛に要望書を提出しました。また、国道24号線から喜殿町などの延長2.3kmについては測量が完了し、国・県に市が協力しながら早期完成に向かつて努力していきます。

(市長)

市長の退職手当について

問 行財政改革の一環として、市長の退職手当の減額はどのような意向ですか。

答 市長就任当時から給料について4回の減額をしており、退職手当は給料に連動しています。ご理解いただきたい。(市長)

加藤嘉久次 議員

市長の3選出馬表明に関わる経過について

問 出馬表明の時期が、6月にずれ込んだのはなぜか。

答 1年ほど前から、2期8年で一応の務めは果たせたということ、退任する意思を持っていたが、4月になって各方面、団体から強い要請をいただいて、決意した。(市長)

問 議会では、市長が5月25日に天理教に挨拶に行き、出馬の意向を表明し、支持をいただいたとの怪情報も飛び交っているが、出馬の決意は、天理教にお墨付きを頂いた事でなされたのか。
答 意思を決める前には、必ず議会の方にも自分の思いを述べて、その上で要請をいただいた方々に改めてお願いするというスタンスで来ている。(市長)

問 天理教へは、市長からアポをとって出かけたと聞いているが実際はどうか。
答 私の方からお願いして行ったのではない。また引き続いて市政を担当してもらえないかという要請を受けたのは事実である。(市長)

問 実際には、29日の議運の場で表明する前に25日に

天理教に行つて表明しているのだから、議会の方が後である。議会を通してちゃんとしていると言われるが、言うてることがころころ変わられたら、それを信じていいかわからない。

答 いろいろな要請が各方面からある中で、天理教の方には2回足を運んでいる。前回は「ご好意ありがとうございます。25日も別れる時に(市政運営をこれほどに評価していただいたことに)」「ありがとうなことである。しかし私は自分の意思を固めたから市議会に先ず意思表示をした上で。」と申し上げた。これは他の全ての出馬要請していただいた方々にも同様の対応をしてきた。(市長)

松井真理子 議員

路上喫煙防止について

問 県民だより奈良5月号に「受動喫煙(他人に煙を

吸わされる)によって、喫煙者と同様の病気を引き起こす」とある。喫煙による死者は年間9万5千人いるが、受動喫煙による死者も年間3万人もいる。(WH O推計)

厚生労働省の報告書には、「受動喫煙防止対策は、多数の者が利用する公共的空間は、原則として全面禁煙」とあり、路上喫煙防止条例を制定する自治体が、現在、100を超えた。

郡山保健所の広報紙には、「道路や公園など公共の場の喫煙は、他人の身体や衣服にたばこの火が当たったり、煙を吸わせたりする。特にたばこを持つ手は子ども顔の位置あたりで、子どもに与える被害が大きい。町のごみはたばこの吸い殻が目立ち、そのほとんどが路上喫煙による。たばこの火の不始末は火災にもつながり、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれのある路上喫煙は、禁止されるのが当然」等とある。

静岡市は中学生が署名活

動をし、歩きたばこ禁止条例を制定した。

奈良市は、3月1日に路上喫煙防止条例を施行した。大和郡山市は3月議会で、議員提案の路上喫煙防止条例を議決した。

多くの自治体は罰則規定も付け、抑止効果がある。まちの声に「市外から、ようけ人が来はる天理市に、路上喫煙防止条例が無いのは市の怠慢や」とある。天理市の路上喫煙防止政策と、その条例化は?

答 路上喫煙を規制すること、に実効性があるか、今後、各条例施行自治体の状況も検証し検討していく。(環境経済部長)

主流の方が主流二酸化炭素や有害物質を多く含んでいて、副流煙はタバコや紙巻煙草の燃焼時に発生する煙で、有害物質の量は主流煙の約1/10程度とされています。

副流煙

主流煙



東田 匡弘 議員

交通機関における利便性の向上への取り組み

問 住みよいまち、住んでみたいいまちづくりに向けてさまざまな取り組みが求められているが、その中で、市民サービスのさらなる向上に向けて、特に市内のJRと近鉄の各駅の利便性の向上に向けた取り組みが求められている。

多くの人が、通勤や通学、買物や行楽などのためにJRや近鉄を利用しているが、天理駅で実現したようにエレベーターを設置してほしいという切実な声がある。また、樺本や柳本駅では西側にも改札口を新設してほしいという強い要望に対して、どう考えるか。

答 駅構内や駅周辺における段差の解消、エレベーターの設置、駅舎の改善などのバリアフリー化を推進して、公共交通たる駅の利便性向上を図ることは、だれ

しも望むところである。

とりわけ、高齢者や障害を持つ方々にとっては切実な願いであると受け止めているので、JR側に粘り強く働きかけていきたい。

(市長)

問 近鉄線では今年の3月に、奈良駅から大阪難波駅を經由して阪神・三宮駅までの直通列車が運行されるようになり、話題を呼んだが、昔のように、天理駅から大阪難波駅や阪神・三宮駅まで、急行などの直通列車の運行に取り組む考えは。
答 「運行上の安全性や収益性などの理由で、今すぐに要望に応えることはできない。」という近鉄側の返事である。せめて直通の電車を何本かでもいいから走らせてほしいという願いを持っていてるので、改めて近鉄に陳情していきたい。

(市長)



荻原 文明 議員

観光計画の作成について

問 世界遺産登録をめざし、山の辺の道と大和古墳群の保存と活用を図ること。自然と歴史、文化の観光的魅力に豊かな天理市を市民と観光客が共に享受することをまちづくりの目標にし、

今後の観光振興の指針となる観光基本計画を策定することについてお尋ねします。
答 集客交流都市・天理の実現に向けて観光ビジョンの作成に取り組んでいきたい。(市長)

ごみ有料化問題について

問 ごみの有料化ではリバウンドがあり、ごみの減量はできない。ごみ有料化の検討は中止すべきです。

答 ごみの有料化は市民の理解・協力が不可欠。100年に一度と言われる不況に直面している。直ちに有料化の実施時期ではないと考えている。(市長)

医療費の減免制度について

問 国民健康保険における、医療費一部負担金の減免制度の早急な実施を求めます。

答 国民健康保険法は、「医療費の一部負担を支払うことが困難であると認められる被保険者に対して、一部負担金の減免や徴収猶予の措置をとることができ。」と規定されており、国の運用基準が示された場合、内容を検討し、一部負担金減免の要綱を策定したい。(市長)



中田 景士 議員

本市の農林、商工、観光の事業計画について

問 農業の振興に都市近郊という地域性を生かし、市民ニーズも加味して、今後

どのような応援協力をされるのか。また、商工の企業誘致に本市は県の企業立地重点促進地域に指定されているが対象企業に補助金や税優遇等、どのようなメリツトを出されるのか。また、観光について山の辺の道や新しい発想による資源の発掘等、ソフト・ハード面の取り組みはどうか。

答 地域の自然条件や需要動向に適合した農作物の生産性や収益性の高い農業経営を目指す。企業誘致は残念ながら引き合いがない。きっかけをつかむため外へも発信していく。観光面では来年、平城遷都1300年記念事業を機に県や近隣市町村とも連携していく。山の辺の道も更に整備していきたい。(市長)

「百歳天理」「天理っ子」「教育元年」の語意について

問 「百歳天理」「天理っ子」「教育元年」という言葉を、情報発信する理事者、行政を遂行する職員、そして正確に理解し伝達すべき議員

が思いを共有していないため、市民に正しく理解されていない。今一度語意を説明していただきたい。

答 言葉のトータルが公約であり精神的部分である。「百歳天理」とは市民がさわやかに健康で百歳を迎えるための体力づくりや学ぶ努力、そして、感謝の心を行動でお示しをする。「天理っ子」は家の中で親子、夫婦の間ではつきり挨拶する。「教育元年」は学力向上、基礎教育、気力体力の充実及び安全安心の心の教育作りであります。今後は市民と思いを共有し、混同しない使い方を目指します。(市長)



『議会基本条例』の制定に向けて ＝＝市民と議会（議員）との意見交換会を開催＝＝

議会では、『議会基本条例』案について、市民の皆さんから、率直なご意見等をいただくため、5月16日午後2時より市役所において、市民と議会（議員）との意見交換会を開催しました。

市民参加者は、13名でしたが『議会基本条例』案の趣旨や内容等について、また議会・議員・行政に対して貴重なご意見をいただきました。

主なご意見は次のとおりでした。

- ◆財政運営の見直しについて
- ◆新たな政策等の立案について
 - ◆市民参加の推進について
 - ◆歴史及び文化遺産並びに「山の辺の道」の活性化について
- ◆観光行政の充実について
- ◆財源確保の政策について
- ◆商店街の活性化について
- ◆情報公開と共有化について



お願い

「議会基本条例」（案）についてのパブリックコメントの結果や決定した条例の全文については、紙面の関係上掲載できませんが、必要な場合は議会事務局へお問い合わせいただくか、議会ホームページでご覧ください。

議会を傍聴しませんか？

本会議及び各種常任委員会以外にも議会運営委員会が傍聴できることとなりました。市政への知識を深めることや議会の活動、市政の方針などを知ることができますので、傍聴を希望される方は、本会議や委員会当日、本庁舎6階事務局までお越しください。また、団体での傍聴を希望される方は座席の都合上、事前に事務局へお問合わせください。なお、本会議のライブ中継及び録画中継は下記アドレスからご覧いただけますのでご利用ください。

- 問い合わせ 議会事務局
- 天理市議会ホームページ

63-1001 内線603
<http://www.tenri-gikai.jp/>

『議会基本条例』を可決！

昨年、12月第4回市議会定例会において、議員定数の改正案（2名削減）が、賛成多数により可決されました。

その後、特別委員会では、次のとおり引き続き、「開かれた議会」「市民に身近な議会」などの議会改革について、また『議会基本条例』の制定に向けて検討し、6月5日に、最終報告をおこないました。

その最終報告を受けて、6月19日に議員全員により提案した『議会基本条例』を可決しました。

〈議会基本条例制定の経過〉

平成20年

- 12月17日 第4回市議会定例会 特別委員会の委員定数を9人から19人の議員全員とする
- 12月18日 第13回特別委員会開催

平成21年

- 1月21日 議員研修会開催 テーマ『二元代表制～議会改革と議会基本条例』
講師：法政大学法学部教授 廣瀬 克哉 氏
- 1月21日 第14回特別委員会開催
- 2月9日 第15回特別委員会開催 議会基本条例素案作業部会（5人）を設置する
- 2月9日 第1回議会基本条例素案作業部会開催
- 2月12日 「天理大学との学生議会」開催 参加学生14人
6人の学生から議会・議員について質問を受ける
- 2月27日 第2回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月4日 第3回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月9日 第4回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月10日 第5回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月13日 第6回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月24日 第7回議会基本条例素案作業部会開催
- 3月26日 第16回特別委員会開催 『議会基本条例素案』を委員会に提示
- 4月7日 第17回特別委員会開催 『議会基本条例素案』を審査
- 4月13日 第18回特別委員会開催 『議会基本条例素案』を審査
- 4月20日 第19回特別委員会開催 『議会基本条例素案』を審査
- 5月15日 『議会基本条例案』について、パブリックコメントを実施
- 5月16日 『議会基本条例案』について、市民と議会（議員）との意見交換会を開催
- 6月4日 第20回特別委員会開催
- 6月5日 特別委員会最終報告
- 6月19日 『議会基本条例』可決

「議会基本条例」趣旨及び特徴

この条例は、市民に開かれた議会として、議会や議員のあり方、市民や市長との関係などの基本的な事項を定め、その責務を明らかにし、市民全体の福祉の向上を目指し、市民の信託にこたえるため、全議員の総意により策定しました。

《条例／前文》

市民は、先人の大いなる遺産である悠久の歴史と文化を大切にしながら、すべての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らせるよう、各分野におけるさまざまな施策の実現を目指し、選挙において天理市議会議員（以下「議員」という。）を選び天理市議会（以下「議会」という。）を構成するとともに、市長を選んでいる。この二元代表機関には、市民の信託に応えるために異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。

議会は、自らの改革とその本来のあり方について、地方自治体の最高法規である条例の形式によって、その方向を明確にし、その実現を自らに義務付けるものである。

この条例は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示し、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会へと充実・強化を目指すものである。さらに、他の機関との関係、特に執行機関との関係については、対等協力関係を前提として、執行機関に対する議会のあり方の原則と具体的な関係の持ち方を規定し、最も重要と考えられる市民との関係についても、議会としてどのようにあるべきかを基本的な考え方を示すとともに、議事機関としての議会が、自治運営の基本原則や重要政策の企画立案に主導性を発揮し、市民から頼りにされる存在として活動する姿勢をここに定めるものである。

【議会基本条例の特徴／抜粋】

- ①議員及び市民が、自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催すること。（第7条）
- ②広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式の導入と市長等に反問権を認めたこと。（第8条）
- ③行政が重要な政策等を提案する場合は、政策等の発生源や将来にわたる効果などの7項目の説明を求めること。（第9条）また、議会が政策立案を行う場合も同様とした。（第12条）
- ④重要な政策及び課題について、議会全体として共通認識と合意形成を図る目的で、政策討論会を開催する。（第14条）
- ⑤委員会は、市民の要請に応じて、説明責任を果たすため、懇談会等を開催すること。（第15条）
- ⑥議案に対する各議員の賛否対応等を議会広報で公表すること。（第20条）
- ⑦議員定数及び議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮すること。（第22条）
- ⑧この条例を議会における最高規範として位置づけたこと。（第23条）
- ⑨議員が入れ替わる選挙実施後、本条例の目的が達成されているか検討し、条例の改正を含め、適切な措置を講じ、市民に対し説明すること。（第24条）

とぴくくす TOPICS

市内の小学生が議場を見学！

みんな熱心にメモをとり、説明を聞いていました。



6月25日
福住小学校3・4年生 25名



7月7日
井戸堂小学校3年生 37名



7月7日
丹波市小学校3年生 54名

編集後記

議員定数等検討委員会と議会改革推進特別委員会を設置し、議員定数・報酬・政務調査費をはじめ、議会改革に向け、見直しと検討を行ってまいりました。

その間、市民の皆様のご意見をお聞きする場を設けたり、住民アンケート調査を行い、議会は今、市民から何を求められているのか、議会の方向性や行政と市民のあり方について、十分な議論をいたしました。

その結果、全議員が提案者となり、天理市議会基本条例を本会議に上程し、原案どおり可決となりました。

天理市の町づくりに向けて議員全員が努力し、新たな一歩を踏み出す所存であります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。